

会 議 の 開 催 結 果

1 会議名	令和2年度（2020年度）第3回越谷市介護保険運営協議会
2 開催日時	令和2年（2020年）10月27日（火） 午後1時30分～午後3時7分
3 開催場所	市役所本庁舎5階第1委員会室
4 会議の概要	<p>議 事</p> <p>(1) 令和2年度（2020年度）第2回介護保険運営協議会会議録について</p> <p>(2) 第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案について</p> <p>(3) 第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る今後のスケジュールについて</p> <p>(4) 地域包括支援センター大相模の公募について</p> <p>(5) その他</p> <p>※ 会議の詳細は、別添会議録のとおりです。</p>
5 公開・非公開の別	(公 開) ・ 一 部 非 公 開 ・ 非 公 開
6 非公開・一部非公開の理由	
7 傍聴人員	なし
8 問い合わせ先	(担当課名) 介護保険課 Tel 963-9305 (直通)
9 その他	

令和2年度（2020年度）第3回越谷市介護保険運営協議会会議録

日 時 令和2年（2020年）10月27日（火）午後1時30分～午後3時27分

場 所 本庁舎5階第1委員会室

出席者

委 員：田口会長、星野副会長、大谷委員、大家委員、菰田委員、佐々木委員、藤田委員、齋藤委員、得上委員、北山委員、吉田委員、平林委員、山中委員、辻委員、本間委員、堀切委員

事務局：榊地域包括ケア推進担当部長、加藤福祉部副参事兼介護保険課長、久保田福祉部地域包括ケア推進課長、関福祉部福祉推進課長、小林福祉部地域包括ケア推進課調整幹兼地域包括総合支援センター長、内田福祉部地域包括ケア推進課副課長、櫻田保健医療部市民健康課長、会田福祉部介護保険課調整幹 外5名

傍聴人：1名

《以下議事録》

1 開 会

司 会 皆様、こんにちは。本日は、公私ともに大変お忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより、令和2年度第3回越谷市介護保険運営協議会を開会させていただきます。

当会議は、越谷市介護保険条例施行規則第9条第2項の規定により、委員の過半数が出席しなければ、会議を開催することができないこととなっております。

本日は、委員総数20名のうち16名が出席されておりますので、ここに会議が有効に成立することをご報告申し上げます。

なお、佐藤委員、蓮見委員、青木委員、高橋委員につきましては、所用により、ご欠席との連絡をいただいております。

また、田口会長につきましては、少し遅れていらっしゃるのでは、よろしくお願いたします。

2 挨拶

司 会 それでは、開会に当たりまして、会長代理としての副会長よりご挨拶をいた
だきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

副 会 長 では、座ったままにて失礼いたします。

本日は本当にお疲れさまです。ただ、改めて思いますのは、普通であれば、
これはこれで大変な作業だと思います。しかし、それにコロナがウィズコロナ
となってしまうと、さらに現場の方々もどうしていいのか、その先行きの見通
しどうなるのかということで、また本当にどういうふうに考えていけばいいの
かなという要因がまた深まってきたと思います。そういう中で皆様のお知恵を
いただきながら、また今後の見通しを考えていく。皆様のお知恵あつての今日
の会議だと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

司 会 ありがとうございます。

続いて、本日の資料の確認をさせていただきます。本日の会議資料につつま
しては、まず事前に郵送させていただいております、令和2年度第3回越谷市
介護保険運営協議会次第。続いて、カラー刷りの第8期越谷市高齢者保健福祉
計画・介護保険事業計画の素案。続きまして、左上ホチキス留めになっており
ます第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（素案）の概要。続
きまして、地域包括支援センター大相模の公募について、1枚の資料となっ
ております。続きまして、別冊越谷市介護保険運営協議会令和2年度第2回の会
議録。これらのほかに、当日配付の資料といたしまして、A3判の令和2年1
0月26日高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画検討委員会での指摘事項、
続きましてこちらもA3判の1枚で第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保
険事業計画策定に係る今後のスケジュール、続きまして左上ホチキスでA4の
越谷市版介護事業所の認証制度（案）について、以上8点でございます。

資料の不足はございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

司 会 ありがとうございます。

さて、会議の発言に当たりましては、挙手の上、議長より指名の後、皆様の
前の卓上マイクのボタンを押し、点灯を確認してから発言をお願いいたします。
また、発言後は、再度ボタンを押していただきますようお願い申し上げます。

最後に、本日の会議は会議録作成のため議事内容を録音いたしますので、あ
らかじめご了承ください。

それでは、議事進行につきましては、越谷市介護保険条例施行規則第8条第2項の規定に基づき、会長にお願いしたいところではございますが、到着が遅れておりますので、副会長によりしくお願いいたします。

副会長 では、議事のほうを進めさせていただきたいと思います。

まず1点目、令和2年度第2回介護保険運営協議会議事録について、2番目、第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業の素案について、そして3番目が第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業に係る今後のスケジュール、それから4番目、地域包括支援センターの公募について、その他というふうに承っております。

問題は、その他のところで何か皆様のほうで……という議事だと思います。それがありませんが、さて改めてここで次第に基づき議題を進行させていただきたいと思いますが、まず事務局にお伺いいたします。

本日の会議の傍聴希望者の方はいらっしゃいますでしょうか。

事務局 1名いらっしゃいます。

副会長 では、お通してください。

それでは、傍聴希望者の方の入室のほうをお願いいたします。

〔傍聴者入室、着席〕

副会長 傍聴される方をお願い申し上げます。

会議中は、傍聴要領に記載されています内容を遵守していただきますようお願いいたします。

では、ちょっと事務局に確認なのです。先ほど読み上げた議事次第で追加事項は特にございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

副会長 なければ、では今皆様のほうから特にはよろしゅうございますか。

〔「はい」と言う人あり〕

副会長 では、この事務局が用意していただいた議事次第に従って順次進めさせていただきたいと思います。

3 議 事

(1) 令和2年度第2回介護保険運営協議会議事録について

議 長 それでは、従いまして進めてまいります。本日は90分程度を予定しております。皆様の円滑な議事進行のほどよろしくお願いいたします。

それでは、議事第1番目、令和2年度第2回介護保険運営協議会会議録についてですが、委員の皆様には事前に事務局より郵送されていると思います。何かご意見とかご質問とかございますでしょうか。これにあまり時間を取ってもあれなので。

〔「なし」と言う人あり〕

議長 それでは、特にご意見、ご質問のないようでしたら、前回の議事録のご承認いただいたものというふうに進めさせていただきたいと思います。

(2) 第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案について

議長 では、次の議事に移らせていただきます。

続きまして、これからが我々の本番といえますか、皆様のお知恵を本当にいただきたいところだと思いますが、続きましては議題2、第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案について、ボリュームが多くなるため、第1章から第3章までを区切って説明を事務局よりお願いいたします。

では、事務局のほうからご説明よろしいでしょうか。資料も提示しながらお願いいたします。

事務局 分かりました。それでは、皆様のお手元にお配りしてありますこちらのカラー刷り、計画の素案、それから左上にホチキス留めをしております計画（素案）概要、この2つをもってご説明をさせていただきたいと存じます。

それでは、まず第1章から第3章まででございますが、こちらにつきましては、前回第2回の運営協議会におきまして皆様からご協議いただきました点を踏まえまして、素案ということで作成をいたしました。その点についてご説明させていただきます。

まず、第1章の計画の概要でございますが、こちらの素案、この冊子になっているほうです、こちらの3ページをお開きください。こちら計画の策定の背景と趣旨ということでございます。まず、この計画の策定の背景でございますが、2025年、それから2040年という時代を見据えつつ、増大する高齢者の保健福祉、介護事業に適切に対応していくためには、介護予防・健康づくりの推進や認知症施策の総合的な推進、共生社会の実現に向けた取組など、長寿社会にふさわしい取組を計画的に実施していくということが不可欠であるという旨を記載させていただいております。

続きまして、4ページ、5ページをお開きください。こちら5ページですが、

計画の性格と位置づけという形になっております。本計画の性格と位置づけでございますが、老人福祉法に基づく老人福祉計画、それから介護保険法に基づく介護保険事業計画を一体的に策定するという事で、高齢者の自立生活の支援と円滑かつ継続的な介護保険サービスの提供、確保など高齢者福祉施策全般の方向性を示すもので、市の総合振興計画や地域福祉計画等と連携した計画になっている旨を記載しております。

こちらにつきましては、6ページ、7ページをお開きください。6ページにつきましては、計画の位置づけというような形で図になっております。まず、一番上でございますが、越谷市の最上位計画の総合振興計画。それから、福祉計画の上位計画である第3次越谷市地域福祉計画の下で、この越谷市高齢者保健福祉計画、それから介護保険事業計画が進められることとなります。また、この計画につきましては、ほかの越谷市の計画と横断的に連携をしていくことと、それから矢印の下に書いてあります埼玉県、それから社会福祉協議会が計画する越谷市地域福祉活動計画と相互連携を図りながら____していけるような形になっております。

7ページでございますが、計画の期間といたしましては、令和3年度から令和5年度まで、令和3年の4月1日から令和6年の3月31日までとなっております。

続きまして、冊子の素案の8ページ、9ページをお開きください。こちらにつきましては、計画の基本理念、長寿福祉社会像、それから基本目標を掲げております。計画の基本理念でございますが、こちらにつきましては、前回ご説明申し上げましたとおり、第1期から第7期の計画においても、同一の基本理念を掲げてきた関係上、今回の第8期計画におきましても、高齢者の「自立支援」、それから市民・企業・行政の協働による「参加型福祉」、この基本理念を掲げております。

続きまして、長寿福祉社会像でございます。こちらにつきましては、これまで平成12年に策定いたしました第1期の計画から「高齢者がすこやかにいきいきと安心して暮らせる社会」、この社会像を掲げてきました。今回の第8期計画につきましては、行政・政策の継続性等を尊重・重視しつつも、越谷市の総合振興計画における福祉分野の目標と整合性を図る観点から、前回高齢者が健康でみんなと共生して住み続けられる社会という形で提示をさせていただいたところでございますが、皆様からのご意見等を踏まえた結果、ここに掲げて

ある「高齢者がみんなとすこやかにいきいきと住み続けられる共生社会」、これを長寿福祉社会像として掲げさせていただいております。

続きまして、計画の基本目標でございます。こちらにつきましては、現在地域住民の複雑化・多様化するニーズに対応した包括的福祉サービスの提供体制を整備するため、社会福祉法に基づく事業並びに介護保険法、障害者総合支援法、それから子ども・子育て支援法、生活困窮者自立支援法に基づく事業を一体のものとして実施し、重層的に取り組むことで地域共生社会の実現を目指すことが重要とされております。

こうしたことから第8期計画の基本目標といたしましては、地域包括ケアシステムをさらに深化すること、それから地域共生社会の実現に向けた方向性、それから道筋を示す計画で、市民と行政との協働による助け合いの仕組みづくりを基本目標といたしまして、「ともに支え合いながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して生きがいのある生活を送ることができるまちを目指す」と掲げさせていただいております。

10ページ、11ページをお開きください。10ページにつきましては、ただいまご説明さしあげました計画の体系図が掲載されております。こちらの図につきましては、イメージ図でございますので、今後図のほうを差し替えさせていただく予定でございますので、ご了承願います。

11ページにおきましては、計画の策定体制ということでございまして、当運営協議会、それから行政の中で設置されております検討委員会、作業部会等の図を示したものでございます。

続いて、第2章、高齢者等の現状と課題についてご説明を差し上げます。お手元の資料15ページをお開きください。こちらにつきましては、高齢者の人口を掲載しております。現在日本の人口につきましては、平成20年をピークに減少しております。本市の人口につきましては、微増傾向ではございますが、第8期計画中には減少傾向に転じるものとも見込まれております。また、高齢者人口につきましては、このグラフでも分かるとおり、既に4人に1人が高齢者という状況でございます。

続きまして、16ページをお開きください。16ページにつきましては、高齢者人口の推移を掲載しております。現在本市の高齢者人口8万7,081名となっておりますが、令和2年の10月1日時点の段階で、この高齢者人口の割合が前期高齢者よりも後期高齢者の割合が大きくなっている状況になってお

ります。こちらにつきましては、現在の越谷市の状況だけを掲載しておりますが、下の黄色い枠で囲ってある部分が示すとおり、今後国や県の人口の図も掲載する予定でございます。

続いて、17ページ以降でございますが、こちらについては、要支援・要介護者認定数の推移を掲載する予定でございますが、10月1日時点の推計を行っているところでございますので、17ページから19ページまでにつきましては、こういった形で掲載するというイメージ図になっておりますので、ご了承をお願いいたします。

続いて、20ページをお開きください。20ページにつきましては、本計画を策定するに当たりまして、令和元年の12月から1月にかけて行いましたアンケート結果の調査結果のものになります。こちらにつきましては、20ページに調査概要を掲載した後、21ページ以降に抜粋したものを掲載しております。

このアンケート調査結果の25ページをお開きください。この計画の中で幾つか出たとは思いますが、25ページのところの黄色い枠で囲ってある部分ですが、今回この「終活」、例えば「人生会議」といった、例えば一般の方にあまり耳慣れない言葉等につきましては、余白の部分にコラムを追加もしくは最終ページの資料というところで用語の解説を入れる予定ということを考えております。

続きまして、32ページをお開きください。こちらにつきましては、第7期計画の振り返りと今後の課題を掲載させていただいております。今回のこの振り返りと今後の課題につきましては、全部で7つ。現在国の基本指針（案）に沿ったような形で掲載をさせていただいております。

まず1つ目、疾病・介護予防と健康寿命についてでございますが、こちらにつきましては、生活習慣病や心の病などのリスクが高まっており、これらは死因や介護を要する状態の要因となるほか、社会的なつながりの低下等多様な課題を発生させ、ひいては医療費や介護費の適正化という面においても取組を重点的に行う必要があるということから掲載をしております。

続いて、地域包括ケアシステムから地域共生社会につきましては、先ほどの基本目標でも説明いたしましたが、地域包括ケアシステムをさらに深化させ、他分野と協議しながら横断的な対応を地域全体が共に支え合う地域共生社会の実現を目指すことが課題として掲載させていただいております。

3番目の災害や感染症などの備えにつきましては、近年多発する豪雨災害、それから新型コロナウイルスに対応するため、これらの災害や感染症への対策を充実させていく必要があるということで課題として掲載をさせていただいております。

それから、4番目の基盤整備と人材確保についてでございますが、これから高齢者の方は可能な限り住み慣れた地域で生活を希望していくといったことがアンケート調査からも分かることなので、こうした基盤整備。それから、介護人材の確保というこの喫緊の課題に対応するというで掲載をさせていただいております。

続いて、5番目の在宅医療と介護の連携でございますが、こちらにつきましては、2025年に団塊の世代が後期高齢者となることから、医療と介護の需要が急増されていくというふうに言われております。そうしたことから医療と介護が密接に連携し、高齢者の在宅医療、在宅生活を支えていくということで課題として掲げております。

続いて、6番目、認知症への理解と支援ということでございますが、やはり2025年には、認知症となる方が5人に1人というふうに国の白書でも言われております。認知症になっても住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう課題として掲げております。

最後に、7番目でございますが、人口統計から見たニーズの拡大ということでございます。こちらは先ほどの高齢者人口のところでも説明いたしましたが、本市の人口はまだ微増ではございますが、第8期計画期間中には減少傾向に転じる。それから、既に高齢者人口が4人に1人という状況でございますが、生産年齢人口、それから年少人口、こういったものが減少していくことが考えられることから、介護保険制度を持続可能な制度としていくために課題として掲げさせていただいております。

続きまして、第3章でございます。37ページをお開きください。第3章につきましては、日常生活圏域と2025、それから2040年の姿を掲載しております。37ページにつきましては、日常生活圏域の設定、続いて38ページでございますが、こちらについては日常生活圏域の図を載せております。この図につきましては、現在作成中でございますので、今後こちらについても差し替えする予定でございますので、ご了承願います。

また、39ページ以降、将来の人口の推計でございますが、こちらにつきま

しても現在、各年度9月30日末日もしくは10月1日現在の推計値を出していくところでございますので、あくまでも見せ方という形で掲載をさせていただいております。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 ただいま事務局から第1章から3章について、まずご説明いただいたということで、過日、特に共生とか健康という言葉について相当ご議論があったように記憶しております。そういったことを含めていろんなご議論を踏まえた形で反映させた形で素案にさせていただいたというふうには理解しておりますが、委員の皆様から何かご意見とかございましたらお寄せいただきたいのですが、何かございますでしょうか。遠慮なくおっしゃってください。お疲れさまです。

A 委員 では、33ページ、よろしいですか。

議長 もちろんどうぞ。

A 委員 33ページの(7)の人口統計から見たニーズの拡大のところですが、一番下から2行目からですが、先ほど説明がありましたように、「生産年齢人口や年少人口の減少が続いていることから、介護保険制度を持続させるため」というところを書いてありますけれども、もうちょっとはっきり。例えば保険料を負担する人が減るということで財源確保を図る必要だとか、そういった具体的なことを入れたらどうかと思ったのですけれども、分かりやすいかなと思ったのですけれども、その辺は何かいかがですか。

議長 どうでしょう。まず、委員内レベルで何かこうあったほうがいいのではないかと、また事務局からも、そういうふうに細かく書いてしまうことがどうのこうのと、またあるかもしれないので、またいろんな意味でご意見とかありましたら忌憚ないご意見を出していただければと思います。ただ、実際一番引っかかっているのがおっしゃったとおりだと思います。

何か事務局のほうからありますか。

事務局 介護保険課長でございます。私のほうからお答えをさせていただきます。

この生産年齢人口や年少人口の減少が続いていることからというふうな言葉の中身でございますが、確かにおっしゃるとおり、保険料を負担する方がだんだん少なくなってきた、財政的に厳しくなってくるものがございます。そのほかに、この介護保険の制度を支えていく上で生産年齢、若い方々の数が少なくなるということは担い手、ほかの項目でも挙げてございますが、担い手不足ということが大きな課題になっています。

さらには、そういった方が高齢者の健康というところを支えていく方が不足をしてくるというようなことも含めまして、全体を包含してこういう形で表現をさせていただきました。いただいたご意見につきましては、今後また一度持ち帰りまして、どのような表現が適切かどうか、再度検討させていただきます。

議長 ほかには何かご意見とかございましたら、遠慮なくおっしゃってください。

〔発言する人なし〕

議長 いいですね。では、実際この部分は、前回相当皆様が熱心にご議論いただいたことですので、事務局も誠意を持って反映していただいたというふうに承っております。

ということで、では次。次からが相当また具体的なところで、地域包括なるものが実際どう反映されているのかということで、また逆に言うと皆様の現場のリアルな声を聞かせていただきたい部分だと思います。

では、第4章のほうを事務局からお願いいたします。

事務局 それでは、第4章の施策の展開をご説明いたしますが、事務局からの提案なのですが、こちらの主要施策が6本ございますので、6本説明するとなかなか最初のほうを忘れてしまうというか、大変になってしまうので、できれば2本ずつ、主要施策の1と2を説明した後、皆様のご意見をいただいて、その後に3、4、5、6ということで説明をさせていただきたいのですが、よろしゅうございますか。

議長 はい、結構です。

事務局 それでは、まずこちらの冊子のほうにつきましては、45ページをお開きください。それから、概要版につきましては、この左とじになっているものは3ページお開きください。

まず、第4章の施策の展開でございます。まず、45ページにつきましては、この第4章の施策の展開の事業体系図を掲載しております。こちらにつきましては、お気づきかと思いますが、かなり字が小さくなっておりますので、この体系図につきましてはちょっと見直しを行いまして、今後もう少し見やすいような形で掲載をしたいと考えております。この主要の施策と、それから施策の柱の中項目、それから各種事業につきましては、庁内の検討委員会、作業部会等で検討した結果でございますが、今回この各種事業につきましては、全部で94事業掲載しております。

それから、まず1番目の高齢者の社会参加の促進と健康寿命の延伸でございます

ます。こちらにつきましては、主要の柱といたしまして、生きがいつくりや社会参加の促進、それから2つ目に疾病の予防と早期発見、それから3番目に健康づくりの推進、この3つを施策の柱と掲げまして、この主要施策の中では全部で16の施策を掲げております。この16の施策の中で第7期の計画と比較いたしまして、新しく掲げた事業についてご説明いたします。

まず、これは施策の柱の(2)番、疾病の予防と早期発見で、素案の冊子につきましては55ページをお開きください。55ページに掲げてあります③番、特定健康診査等の事業でございますが、特定健康診査につきましては、従来の7期のほうにも掲載をしておりましたが、括弧書きになっております被保護者健康管理支援事業、こちらについて新規事業として掲げております。こちらにつきましては、生活保護者の方の健康診断を今回この計画の中に盛り込んでいくという形になりまして、掲載をしております。

それから、大変失礼いたしました。前後してしまいますが、申し訳ございません。48ページをお開きください。今回の第4章でございますが、前回の第7期計画とは少し異なりまして、事業について一つ一つ事業概要、それから具体的な取組等掲載しております。そのため、48ページにつきましては、まずこの各種事業の見方というような形のものを掲載しております。赤枠で囲ってありますのが事業の計画の名称、それから各担当課、それからその下に事業概要を掲載し、具体的な取組、それから掲載できるものにつきましては、8期計画のアンケート調査やその他のアンケート結果を載せ、さらにこの計画期間内に数値目標を掲げられるものを掲げるような形で掲載をしております。

説明が前後して申し訳ございません。新しく掲載するというもので、55ページの特定健康診査等の被保護者健康管理支援事業をご説明いたしましたが、もう一点この中でございますのは57ページをお開きください。57ページの高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施、こちらにつきましても新規事業として掲げさせていただいております。

続いて、主要施策の2についてでございます。59ページをお開きください。主要施策の2につきましては、地域で安心して暮らせる支援体制の充実と介護予防の推進を主要施策として掲げまして、5本の施策の柱を掲げております。1番目といたしましては、地域で支え合う活動の推進、2番目といたしまして、地域包括支援センターの体制強化と住民主体による介護予防活動の推進、3番目といたしまして、地域ケア会議の推進、4番目といたしまして、生活支援の

推進、5番目といたしまして、災害・感染症等対策の整備としております。主要施策の2番につきましては、全部で26事業ございますが、この中で第7期計画と比較して新しく新規事業として行っているものでございますが、冊子の64ページをお開きください。64ページの消費生活講座の開催、こちらが新規事業となります。

続いて、72ページをお開きください。72ページの⑥番、セーフティネット住宅の登録推進、こちらが新規事業となっております。

続いて、74ページ、75ページをお開きください。③番、高齢者施設における災害・感染症対策の推進、それから次のページでございますが、④番の介護老人福祉施設（特別養護老人ホームの長寿命化支援）、こちらが新しい事業として掲載をしております。

第4章の主要施策の1と2についての説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

主要施策の1と2ということで、前半部、第4章についてご説明いただいたわけなのですが、皆様のほうから何かご意見とかご質問とかございますでしょうか。遠慮なくどうぞおっしゃってください。

A 委員 75ページの施設等の長寿命化支援というところなのですけれども、ここがちょっと最初見たときによく分からないので、その前の特別養護老人ホームも長寿命化ということでどうかなと思いました。

以上です。

議長 事務局いいですか。一応日本語の問題なのですけれども、そちらのほうがいいと思うのですが。

事務局 今いただきました表記の点につきましては、検討させていただいて、分かりやすい表記にさせていただきます。ありがとうございます。

議長 では、後でまた前に戻っていろいろと言っていたいただいても構わないので、これはすごく分量が多いので、では後半部分、よろしく願いいたします。

事務局 それでは、冊子の76ページをお開きください。それから、こちらの概要版につきましては、4ページお開きください。

それでは、主要施策の3番、介護サービスや住まいなどの基盤整備でございます。こちらにつきましては、施策の柱でございますが、概要版の4ページを御覧いただきたいと思いますが、全部で6本の柱を掲げております。1番目、介護保険に関する周知啓発、2つ目、要介護認定の推進、3番目、介護サービ

スの基盤整備、それから4番目、居住環境の整備、5番目、保険料・利用料の軽減、それから6番目、サービスの質的向上のためのシステムの充実、こちら6本の柱で、事業につきましては29事業掲載しております。

この中で新規事業となりますのは、冊子の79ページをお開きください。冊子の79ページ、③番、認定審査体制の充実、こちらが新規事業となっております。

それから、少し飛びますが、92ページをお開きください。92ページの⑤番でございます。介護分野の文書に係る負担の軽減、それから93ページでございますが、⑦番の介護保険サービス外の施設等への指導監査、こちらを新規事業として掲げております。なお、こちらの事業の中で介護老人福祉施設や介護老人保健施設の充実等で施設整備計画の数値を掲げておりますが、こちらにつきましては、後ほど第5章でも説明をいたしますが、介護給付の推計値がまだ定まっていないことから、あくまでも予定の数値ということで黄色地に赤字で掲載しておりますことをご了承願います。

続きまして、主要施策の4番です。冊子の94ページをお開きください。こちらにつきましては、前回の運営協議会のほうで皆様からご意見をいただいた結果、介護人材の確保・育成、これは待ったなしの喫緊の課題というご意見等頂戴いたしましたので、今回新たに施策ということで4番目として掲げさせていただいております。施策の柱といたしましては、1つだけでございますが、介護従事者等の確保、それから質の向上を掲げまして、4つの事業を掲げてあります。この中で新規事業として掲げておりますのは、95ページの③番、外国人介護人材の養成・育成支援事業、こちらを新規事業として掲げさせていただいております。

主要施策の3、4についての説明は以上でございます。

議長　ここで、すみません、私がこれを聞くのは何なのですかけれども、B委員、こういう場合って数値目標があって、現状があって、5年度の目標というのがあったとき、過去の計画の目標数値は書いておかなくていいものなのですか。だから、前回も計画を立てたときに、現在までに幾つの数値目標を立てたということは、この書式でこの先生の開いておられる指標、現状、5年度目標数値というその書式でいいのですか。

B委員　伝えることがどこまで伝えるかというふうなことによるかと思えますけれども。

議長 ごめんなさい。素朴に思った次第です。

実はこれ何でかという、別の自治体でやっていたときに、過去目標数値を立てたのはいいのだけれども、全然その目標数値に至っていないくて、それでもまた増やそうと言っているようなことがあって、それって何でここまで目標がその目標数値まで至らなかったのかということの検証をしなくていいのかなと素朴に思ったので、聞いただけの話で失礼しました。

改めて、その使い方というか、どういう視点でやるかということとということで整理させていただきたいと思います。

4章の後半の柱のところをご説明いただいたのですけれども、何かご意見とかございますでしょうか。特に過日の意見を受けて介護人材の確保、こういったところを一つの柱として独立させていただいたというふうに理解させていただいております。何か皆様からご意見とかございますでしょうか。

はい、どうぞ、遠慮なく言ってください。

C 委員 今4ページの(5)の保険料・利用料の軽減というところなのですが、①に保険料の負担軽減というふうにあります、さっき生産人口がだんだん減るといふふうに聞いたのですけれども、これって現実的に、要は要介護者とかを減らそうという目標があつてのことなのではないかということですか。

議長 そうですね。いやいや、だから一見見ようによっては矛盾しているように見えるということですね。一見矛盾しているように見えるので、これをどういふふうにかえるのかということですね。

事務局 お答えをさせていただきます。

ここにつきましては、保険料の負担をしていただく方がだんだん、だんだん限られてくるという中にありながら、給付費はどんどん上がっていきます。それに伴いまして保険料負担も大きくなって、計画を策定するたびに大きくなっていくというふうな状況があるわけですが、特にそういう中であつて所得が限られた非課税世帯の方の部分の保険料については、いろんな制度を組み合わせながら何とか軽減をしていこうという意味合いの保険料の負担の軽減という項目でございます。

議長 ありがとうございます。だから、表記上分かりにくい感じですかね。ぱっと見たときに。

C 委員 全体的に安くなるのかなと思いました。

事務局 冊子のほうの86ページのところの①を御覧いただくと、見ていただくと分

かるということではないのですけれども、特に収入の少ない高齢者を対象に保険料を軽減しますというような表現をさせていただいております。

議長 ありがとうございます。難しいところなのですけれども、ご本人たちはやっぱりちょっと難しくなるかもしれないし、さりとてニーズは上がってくると。

何かご意見とかご質問とかございますでしょうか。ありましたら遠慮なくおっしゃってください。はい、どうぞ。

D 委員 95ページの外国人介護の人材の養成ですか、この部分が人材確保の時点から考えますと、これが肝になる事業だと思っています。ところが、ニュースなどでいろいろ見ますと、日本のすごく難しい国語や何かに習熟していただけない外国の人たちの相当障りになっているという話をよく聞きます。要するに外国でも同じような用語を使っているのであれば、日本語にこだわらずに国際的な用語に日本のその教科書等を改めていくとか、ないしはもっと分かりやすい言葉に変えていくなんていうのは行政の立場で考えておられるのかどうか、ちょっとお聞きしたいなと思いました。

以上です。

議長 どうでしょうか。非常に重要なことだと思います。

事務局 教育にも関わってくる部分かと思えますけれども、この高齢者分野におきましては、特にこの介護保険制度等におきましては、サービスを利用する方が高齢者の方であると。そういったこともありまして、なかなか片仮名であるとか、横文字であるとかというのがなじみにくいのかなというのが1つございます。

それから、この外国人材につきましては、国の実習制度を使って日本に来ていただいて、技術の習得をしていただく。その過程の中で介護の分野でお手伝いいただくということになると思いますが、その実習制度を利用して日本に来ていただく前提で、まず本国で日本語の習得をある程度していただくと。それから、また日本に来てから1か月間、介護の専門用語ですとかそういった日本語の習得をしていただいて、各事業所への送り出し機関が責任持って育成・養成をしていくという建前がございますので、現在の制度の言葉の中で介護については外国人の方に協力をいただくかたちになろうかと思えます。

D 委員 分かりました。

議長 ほかには何かございますでしょうか。

はい、どうぞ。

F 委員 第4章のところの81ページなのですけれども、箱物がかなり増える感じが

見えるのですけれども、箱物に入るには必ずお金が絡んでくるので、これからだんだん私の感覚では老人の生活保護の方がかなり増えてきていますから、お金があれば入れるというのは分かるのですけれども、お金のない方たちの行き場所みたいなものも、また人口もこれからピークになると減ってきますよね。そのときに箱物だけがが増えて、中に入る老人が少なくなると支える若者も少なくなると、これ箱物はどうなのかなというところがちょっと疑問に。なかなかこのお金がなくて入れないという方も今現状越谷も結構いるとちらりほらり聞いていますので、この辺が矛盾しなくてみんなが入れて、いい老後が過ごせればいいなというのがちょっと疑問に思ったところです。

議長 介護の必要な方の数は、実際増えていると。だけれども、それでそれに対するお金をご本人がお持ちか、それに対する市としての補助施策としてお考えとしてはどうなのかと。確かに適切なお質問だと思います。事務局のほうから何かあれば。

事務局 施設につきましては、公の施設であるほかに、81ページに掲載されているような特別養護老人ホームからそれを担う施設として有料老人ホーム、サービスつきの高齢者向け住宅というのもございますが、まず81ページの特別養護老人ホームにつきましては、現状12施設でございます。それで、第7期計画の中で2施設整備をしていくということで、現在2施設が整備中ということで、今年度末に14施設になるわけでございますが、おっしゃるとおり2040年は高齢者人口のピークというふうに言われていますが、それ以降については高齢者自体も減っていきます。そういう中で特養につきましては、30年くらいをかけて償却をしていくということになりますので、今後施設については空きが出てきてしまうというようなことも懸念されているところでございます。そういったこともあって、8期の中では、それに関しましてその待機者数は今後年々増えているという状況がございますので、8期の中で1施設の整備を進めていって、それ以降については2040年以降を見据えて設置数については検討していかななくてはいけないというふうに思っています。

また、有料老人ホームあるいはサービス向けの高齢者住宅等への補助というのは現在ないのであるけれども、それに似たような形でグループホームという仕組みがございますが、グループホームは特に生活保護を受けている方については、グループホームの費用を負担すること自体もままならないというような状況がございますので、グループホームの方で生活保護受給者を受け入れていた

だいているところには、助成をしながら負担軽減を図っておりますので、そこら辺は今後いろんな方が施設を利用されていきますけれども、財政状況も今後ございますが、可能な範囲で支援が組み込んでいけたらというふうに思います。以上です。

議長 適切なコメントありがとうございます。相当だからその今増えていく人たちを何とかしなければいけない。だけれども、お金の問題も絡んでくる。そしてまた、その先がまた減るかもしれないといったようなそういった要素を複合的に考えなければいけないということですかね。そういったところを踏まえてご検討いただくという感じだと思います。そういった視点を含めてお考えいただいているということだと思いますので。

では、ほかに何かありますでしょうか。実は後ろまだ長そうなので、どうぞ、遠慮なくおっしゃってください。

E 委員 73ページの、私、民生委員をしております、この高齢者の要援護者台帳というのを持っております。それは、ご自分が手を挙げて、それで助けてほしいと、そういった形で手を挙げた方がこの要援護者になるのですけれども、その際に私も1人だけちょっとそういう方を抱えております。私の自治会は賛同しているのです。賛同しているので、私と自治会長2人でその要援護者台帳というのを持っているのですけれども、持っていない方もいた。持っていないとか、賛同のところにバツのついている方がいたのです。それがこの結果なのですけれども、この50%というのがその結果なのですけれども、なぜ52%なのかという、福祉推進課長がここにいらっしゃるので、お聞きしたいのですけれども、なぜ2%しか上げないのかなというのをちょっと疑問に思ったのですけれども、もっと本当は80%、90%上げていただきたいなというのは本音なのですけれども、よろしく願いいたします。

議長 それはそうですよね。ありがとうございます。

事務局 越谷市福祉推進課長、関でございます。この災害時要援護者の制度は、高齢者だったりとか、子育て世帯とか、そういった支援が必要な方を周りで支えましょうというその周りという部分が自治会を支援団体ということでなっているということで、実際の事業実施自体は危機管理課ですが、この数字のお話ですよ。

なかなか自治会の賛同と、あと登録してほしいという形が伸びないという伸び悩みがちょっと低い数字かなということもあるのですけれども、過去の賛同

率から低い数字が数年たった後の数字の伸び率、これをそのままいくとなると、この数字ということで、積算したというふうに伺っております。

以上でございます。

E 委員 分かりました。危機管理課が関わってくるわけですね。

事務局 そうですね。そういう中で特にこの福祉推進が入っているのは、民生委員さんにお配りしていることとか、あと老人福祉センターを置いているということもあったりするので、あとは福祉全般的な課ということで福祉推進課のほうが一応並列で書いてあるというところでございます。

議長 これ一応役所のその所管の問題もあるかもしれませんが、本音で言えばいかなものかということであって、その辺りはちょっとまた所管同士の検討の中でまた詰めていただければと思いますし、この数字を見たとき、何でこれだけ2%なのということを知ったときに、特にこれから地域包括なるものが国の施策として言われているときに、何なのというふうに見られてしまいかねませんので、ちょっとそこら辺のところはお願いします。すてきなご意見ありがとうございました。

ほかには何かありますか。

〔発言する人なし〕

議長 では、ちょっと後ろもまだ長そうなので、では次、5章ですか。

事務局 それでは、お手元の冊子の96ページ、それから概要版につきましては5ページをお開きください。

主要施策の5番で、医療と介護の連携でございます。こちらにつきましては、施策の柱といたしまして、3本掲げています。1つ目が在宅医療の推進、2つ目が多職種による連携の強化、3番目につきましては、今回新たに掲げさせていただきましたが、地域医療構想を踏まえたサービスの提供体制、3つの柱の中で事業といたしましては9事業を掲げております。

この中で新しい事業につきましては、冊子の98ページをお開きください。③番、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及、それから100ページお開きください。100ページの④番、救急情報提供書の周知、続いて101ページでございますが、①と②の在宅医療の場となる施設整備、それから在宅支援のためのリハビリ提供体制の充実、こちらが新規事業として掲げております。

続いて、次のページ、102ページをお開きください。こちらが主要支援の

6番、認知症と共に生きる施策の推進となっております。こちらにつきましては、施策の柱といたしまして3本掲げております。1つ目が認知症の早期診断・早期対応への支援、2つ目が権利擁護事業の充実、3番目が認知症の人と家族介護者に対する支援の充実となっております、全部で10事業を掲げています。

この中で新規事業となりますのは、108ページをお開きください。108ページの③番、認知症サポーター活動の推進、こちらが新規事業となっております。

以上で主要施策の5番と6番の説明が終わりとなりますが、本日皆様のお手元にお配りしておりますこちらA3判の縦の資料をちょっとお手元に出していただきたいと思っております。こちらにつきましては、昨日庁内のこの計画の検討委員会を行いまして、本日皆様にお配りしたものと同じもので協議をした結果、関係各所からなる検討委員さんのほうから指摘をいただいた事業でございます。この中でいただいた指摘等もございまして、今回はここに掲げているものについて、特に例えば48ページ以降のものが第4章のものでございますが、92ページや95ページ、それから101ページに掲げているものにつきましては、大きく文章が変わる予定でいますので、こちらについてもご一読いただきたいと存じます。

説明は以上でございます。

議 長 こちらの今のA3判のあれで何か特に特記して説明することはありますか。事務局のほうから。これ今日配られたと思うので、皆さん。

事 務 局 申し訳ございません。本日は、昨日検討委員会のほうで出た指摘事項をまとめたものでございますので、皆様のほうに事前お配りすることができなかったわけですが、今申し上げましたとおり、ご意見として出ていた中で修正案といたしましては、ご意見を反映させていただいて、例えば加筆修正、それから訂正をしていくような形を取っていきます。

この中で先ほど私が申し上げましたが、ページ数でいいますと92ページ、これは先ほども説明しました介護分野の文書に係る負担の軽減、それから95ページのもの、外国人人材養成の育成の関係によるものでございます。それから、101ページでございますが、こちらについては在宅療養の場となる施設の整備、それから在宅支援のためのリハビリ提供体制の充実、先ほど施策の柱として新しく地域医療構想を踏まえたサービス提供の体制というものを掲げた

ということで説明をいたしました、新しく掲げたものでございますので、こちらの主要施策についてを今後さらに精査をして検証していきたいというふうに考えております。

事務局からは以上でございます。

議長 ありがとうございます。

皆様から何かご意見とかございますでしょうか。遠慮なくどうぞ。

C 委員 今回医療と介護の連携のところの③番なのですけれども、ACPのことについて入れていただいて本当にありがとうございますという感じなのですけれども、ただこのACPがなかなか皆さんに分かりにくいということがやっぱり言われていて、ここはもしかしたら人生会議というふうに変えたほうがいいのではないかなと、私個人的にはそういうふうに思います。

あと、6番の認知症と共に生きる施策の推進のところ、(1)の認知症の早期診断・早期対応への支援なのですけれども、これは私たちがとても困っている何か認知症だよねというちょっとそうだよねと思っても、なかなか診察に行けない人が増えているとかおられるので、この①の支援体制の推進だけではちょっと何か大ざっぱ過ぎて、もう少し具体的にちょっと考えていただきたいなというふうに思います。

例えばこの要約の3ページの①、高齢者の社会参加の促進と健康寿命の延伸と読むのですかね、そこの(2)番の疾病の予防と早期発見のところでは、各種検診とか特定健康診査とかって具体的に書いてあって、できればこの特定健康診査の辺りにその認知症の、ちょっと私も思いつかないのですけれども、例えば時計を描いてみましょうとか、そういう一項目とかでもいいので、そういう認知症がぱっともしかしたらこの人精査が必要かなと思えるようなものも入れてもらえると、ここの施策のところ、1番の支援体制の推進だけではなくて、例えばその基本健診の何とかとか、何かちょっと私よく分からないのですけれども、そういうふうなものをもっと具体的に入るのではないかなというふうに思うのですけれども、以上です。

議長 B委員、どうですか。ご意見は。

B 委員 ありがとうございます。ちょっとこれだけ1つで、具体的にどのようにしてやっていくかというのは確かにこの推進というところを大ざっぱな書き方になっていますので、もう少しこういうふうな事業をしていくというようにある程度分かりやすく書かれるといいかなと思います。たしか質問を受けたと

思います。

議長　私が認識しているところでは、地域包括というそのきれいなことが言われているけれども、特にそういう今おっしゃったように、医療的な面とか、ではリアルタイムにそのドクターが動けるのとか、医療職は動けるのとかということである、現場レベルでは結構戦々恐々としておられる部分もあって、そういうきれいな理念だけではとどまらないというところがあると思います。

今のご意見などはとても適切なご意見だと思いますし、そういった具体的なところに何があり得るのかという。特にこれからの需要に対してどういうことがあり得るのかということを書きこんでおくというのは必要なことなのではないかなと思いますが、皆様これに絡めてもいいですし、ほかに何かご意見とかあれば。

D 委員　認知症というのは、皆さん本当の該当者というのは、自分が認知症であることがいつも心配しているわけです。65歳以上あるいは75歳以上の高齢者と、いつも心配している割には、その反対の動作をするのです。自分が何かの検査で調べられることは非常に嫌うのです。また、今自動車免許で認知症の検査を70歳以上からやりますけれども、これを非常に嫌っています。だから、ここを本当に認知症であるというのが時計を描いて、こうやるのは非常に分かりやすくいいのですけれども、相手が認知症の検査であるという自覚がないままに検査ができると、いろんなものがあれば。何かのついでに認知症検査が入ってくると。アンケート調査か何かで入る。あまり本人には自覚がなく検査が、その中ですくい上げたら非常にありがたいのですけれども、ちょっと工夫をしてやっていただくと、私ラジオ体操クラブでやっていて、認知症の人はたくさんいます。それはなぜかということ、自分のうちに帰れないような人はもう認知症なのですよ、本当は。だけれども、検査を嫌がって専門医にも行かないし、どこにも行かないのです。だけれども、何かの方法でそれがそれとなく分かるようになれば非常に社会的にも助けになるのではないかと思います。

以上です。

議長　とてもいい意見ありがとうございます。だから、そういった先ほど申し上げましたように、地域包括ケアなるものが言葉が理念としてはきれいですが、それをどうやって具体的に補って対応していくのか、そういったところは非常に求められるし、相当知恵が要るのかなと思います。

ちょっとその辺りも事務局にでもご検討いただければと思います。

B 委員 すみません。先ほどちょっと認知症の話でありましたけれども、やはりこの書き方としては1つになってしまっていますけれども、この4月からたしか特定検査、75歳以上の方の予防も含めて、ただその中での発見ができてくるのかなど。あの事業の内容を見ると、ただチェックするだけではなくて、どう補助するかというふうな補助の仕方みたいなところも、補助というか、サポートの仕方といいますか、というふうなところも書かれてあるものなので、そこでの所管というふうなところにもなるのかなど。やっぱり認知症予防などの検査で来ないですね。認知症を明らかにしましょうでは来ないです、確かに。

議長 いえいえ、ありがとうございます。心理を突いていただいてありがとうございます。

では、よろしいでしょうか。また、思い出したらまた戻っていただいて構いませんので、まだボリューム今日ありますので、5章のほうをよろしく、事務局のほうからお願いいたします。

事務局 それでは、第5章でございます。第5章、第6章、それから附属資料の説明をいたします。お手元の冊子の113ページをお開きください。概要版につきましては、6ページになります。

第5章につきましては、介護保険事業の展開とされております。こちらにつきましては、先ほどからご説明をしているとおり、10月1日現在の最新の見込値を反映させるため、現在まで必要量、それから見込量を集計しております。このため、この113ページ、介護保険事業の現状、それから122ページで介護保険サービスの推計、それから139ページ、こちら地域支援事業、それから143ページで介護保険事業費の推計と介護保険料の設定という形で掲げておりますが、こちらについては全て今のところは推計値ということでございますので、こういった形式で掲載をさせていただきますというような形で載せております。

続いて、第6章、冊子の151ページをお開きください。151ページの次のページを開いていただきますと、計画の進行管理というふうになっておりますが、第6章につきましては、本計画の推進と進行管理ということで、153ページに計画の進行管理、それから目標の設定と施策の達成状況の評価、続いて154ページでございますが、効果的な情報提供の実施ということでござい

まして、プラン・ドゥー・チェック・アクト、こちらについてを掲げております。

続いて、附属資料の説明をさせていただきます。お手元の資料の156ページをお開きください。156ページにつきましては、附属資料の1といたしまして、こちらは再掲でございますが、第4章で掲げた事業の数値目標、数値目標を立てている事業についての一覧を再掲しております。

続いて、160ページをお開きください。こちらは資料の2といたしまして、本市の13地区の状況を掲載する予定でございます。こちらには各地区の数値等を集計しておりますので、桜井地区の状況を今掲載をしておりますが、イメージ的には13地区載る予定でございます。

続いて、162ページをお開きください。162ページからは、越谷市の介護保険運営協議会、この計画に携わった関係についての説明ということで、介護保険運営協議会と166ページ以降は越谷市の検討委員会について触れております。

169ページをお開きください。169ページにつきましては、この計画までについての経緯を掲載いたします。

最後になりますが、171ページ以降につきましては、この計画書の中で掲げられている用語の解説というような形で掲載をする予定でございます。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 では、これで一応素案について一通りご説明いただいたということになるかと思えます。第5章と資料編については、今後の推計を踏まえつつ更新していくものであるということ、第6章の進捗管理については計画への必須事項とされているということございました。皆様から何かご意見とかご質問ございますでしょうか。

はい、どうぞ。

A 委員 2点質問とお願いがあります。

まず、資料のほうなのですけれども、ささいなことなのですけれども、176ページのな行のところなのですけれども、これ説明が2つ間違っています。認知症カフェについてなのですが、オレンジカフェと入れたほうが分かりやすいのではないかとというふうなことと、あと認知症ケアパスのことなのですが、これはただ単に流れを記した冊子というだけではちょっと分かりにくいのではないかと、ケアパスのことをもう少しきちんと説明されたほうがいいの

ではないかと思いました。

それとあともう一点なのですが、68ページです。先ほどプラン・ドゥー・チェック・アクトのところの説明ありました。68ページの住民主体サービス実施団体数のところなのですが、これは何を計画すれば確かに2020年は40団体を目標としていたのですけれども、9団体でした。今度令和5年度の目標が25団体になりました。まず、これが増えない理由はどういうことなのか。それから、2023年度の目標、2団体としたのはどういうことなのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。これはケアシステムを進めていく上でとても大切なのかなと思っております。

議長 おっしゃるとおりです。だから、実際その過去計画として立てた目標数値に対して、何でこれだけ少ないのかと。それに対して軌道修正したということであればなぜなのかという、それは非常に必要だと思えます。

すみません。一番最初、何か表記が間違っているとおっしゃったのですよね。

A 委員 176ページの日常生活圏域の説明は、これは違うのではないかということと、日常生活自立度というところも、ここも違うのではないですか。結局これ前の174ページの社会福祉協議会と社会福祉法人が、これも重複しているように思えます。

議長 B委員、どうでしょうね。

B 委員 そうですね。同じことですよ、これ。日常生活圏域が説明になっていない。

A 委員 説明違うと思えます。

議長 よく見つけましたね、これ。

〔「よろしいですか」と言う人あり〕

議長 はい、どうぞ。

事務局 申し訳ございません。この資料のところの用語の解説につきましては、まだ精査をしている段階で、ちょっと他市の参考例のようにも見えてしまうかもしれないのですけれども、一般的な用語解説のスタイルをちょっとここで載せさせていただいて、内容については越谷市の実情に合った形で今後精査を進めてまいりますので、ご理解をいただければと思えます。

議長 それはまず1点ですね。それ以前でもすごいなというのが分かったということで結構だと思うのですけれども、次です。もう一つ、私がさっき申し上げたのは、それなのです。この委員から出てきた68ページのこの当初の目標をぼんと上げておきながら、実際現状少なくて、相当下方修正した形で出ていると。

そういった経過については、これに類するものは一応ご説明いただいております。ほうがいいのかなというふうに思うのですが、まず主に68ページのほうですね、特に。これ重要ですね。分かる範囲で教えていただければと思います。

事務局 それでは、地域包括ケア推進課でございます。今68ページですね、介護予防・生活支援サービス事業の数値目標についてというところでございますけれども、おっしゃるとおり第7期の計画ではもっと高い団体数を掲げていたところなんです。それがこの令和5年度には、一応25団体とさせていただいたところなんです。下方修正をしたというところでございます。第7期のほうですと、30団体という目標を令和2年、平成32年、令和2年で30団体ということだったのですが、実情としまして、今現在このなかなか伸びにくい理由というのが、住民主体サービスのほうを確保というところなんですと、地区によって地域活動に対する意識醸成とかが様々にあるというところ。活動の立ち上げになかなか一定の時間を要するので、中長期的な視点で考えてはおりますが、着実に実は増えているところではございまして、現状で今13団体というところまで来ております。

今後のその伸びというところの中では、今並行して市の最上位計画である第5次総合振興計画というところで、やっぱりこの住民主体サービスの目標数、取組というのは非常に重要であると掲げていまして、その第5次総合振興計画の中で改めて令和7年度までに、30団体、令和7年度までに団体数を立ち上げていこうというような目標を立てましたので、令和7年、この第8期計画については令和5年度までですので、30のちょっと手前というか、令和5年までは段階的に増やしていったら、25団体まで増やしていこうというところがございます。これまでの計画よりは伸び率がなかなかやっぱり意識醸成かなり低いので、地域によってかなり様々で、まず住民主体で地域で支え合うという、そういう意識づくりがまず今非常に重要なところではございまして、そこに力を入れて、多少の時間がかかっているところではございますけれども、改めてここで目標を見直して25団体と、第8期計画の中ではさせていただいたところなんです。

以上でございます。

議長 実はこの計画を立てるとき、今のお話の中で結局最初の見通しが違っていたわけですね。それに対して、結局やっぱり下方修正しなければいけないとか、もしくは伸ばさなければいけないとか、多分そういったことはきちんと

大家委員だから見つけてくださったからいいようなものの、そういった人たちのやっぱり我々委員としては、これがやっぱり計画を立てたはいいけれども、どうしてできなかったのかという検証。だから、それは難しいのは当然そうだと思います。今事務局のおっしゃったとおりだと思います。

ただ、そうはいってもやらなければいけないものなので、やっぱり増やしていこうと。といったようなところで、そういったところをやっぱり私たちきちんと精査していかなければいけないのかなと思っています。そういったところで今回の、相当簡単につくれるものではないという認識の中から下方修正をされたという認識だというふうに思っております。ただ、そうはいってもきちんと重要なものなので、発展させていきたいという、そういったところの読み込みというのが我々必要なのかなというふうに思います。

ほかに何か皆様、どうぞ。ハウリングするからマイクを使って。

G 委員 私どもの所属しております団体は、いわゆる68ページの住民主体サービス実施団体の一つなのです。この事業は、要するに共生という形から来ている。できるだけ全市にわたって進めたいと思っておりますけれども、残念ながら意識が伝わっていない。こういうすばらしいものに参加をして自主的に高齢者を支えたいと我々は思っておりますけれども、この思いがやっぱり伝わらないですね。私どものほうとしても、もっともこの部分を広く伝わると思いました。でも、実際には難しいなという気がします。

1つは、高齢者のほうの例えば介護予防の方たちの情報を物すごく得にくい。個人情報の問題で、この人を支えてやりたいなというような部分があっても、そういうふうな情報もないし、それから先ほど認知症ぎみの方がおられて、そういうような方々が、要するに他人にそう思われたくはないし、また自分もそういうふうに積極的に自分のほうから周りに助けを求めるといこともないですよね。そんなようなことで、助ける思いは強いけれども、実際やってみると本当に大変です。進まないです。何かいい方法があったら教えていただきたいような気も起きますけれども、これが市のほうからもそういうPRをいろいろな団体にさせていただいて、私どももその参画していただいておりますけれども、増え方が本当に少ないし、遅々として進みません。これが現状だと思います。市のほうは相当やっぱりやってくれていると思います。

以上です。

議長 ありがとうございます。今のそういった実態と照らし合わせて、その数値の

適切化というのが必要なのかと思います。どうぞ。

E 委員 私も桜井地区に住んでおりまして、この住民主体サービスというところに入るのかなと思うのですけれども、今立ち上げようとしております。民生委員とか推進委員の方とか、それから自治会の方、いろんなボランティアをやっている方たちが生活に様々なお困り事を助けようということで、桜井地区では立ち上げようとしているのですけれども、4月1日にはもう始まるのかなと思っ
ているのですけれども、何がネックかといいますと、社協さんとか、それからケア推進課の方たちも入ってくださっているのですけれども、場所がないのです。その拠点となるべく場所がないのです。

桜井地区センターに3人のその代表の方たちがお願いに行ったところ、何度も断られたということで、私なんかはこれだけすばらしいことをやろうとしているのであれば、その地区センターのどこかお部屋を減免か何かでお借りできるような形で、それで一つ小さなオフィスを置かせていただくような、そういった配慮がなぜできないのかなというのがちょっと疑問に思いまして、ここでちょっとそのことを今日はこの会議があるからちょっと申し上げようかなと思
って、今日は来たことなののですけれども。市と社協さんと、それから市民が関
わるまさしく協働なのです。そういったことでその地区センターである市の場
所が理解してくださらないというのは、ちょっとおかしいかなというふうにこ
のところ思っておりまして、ぜひともその辺は市のほうもバックアップしてい
ただければと思うのですけれども、よろしく願いいたします。

議長 自助の問題ですね。ありがとうございます。

ほかにはいらっしゃいますか。はい、どうぞ。

F 委員 156ページなののですけれども、今日は民生委員さんもいらっしゃっている
のですが、民生委員さんの現状が117日間仕事を、年間117日仕事をさ
れています。目標が120日にアップしているのですが、120日といいます
と、3日に1回ですよ、大体365日。かなり仕事はハードだと思うので、
この辺は人数を増やして仕事を減らすような目標があってもいいのではないで
すか。民生委員さんって結構高齢の方も多いですし、3日に1回仕事。週5日
のうち3日間仕事すると結構ハードなのかなと思って、目標のところでは
ちょっと疑問に思ったのですが、現場の方にお聞きしたほうが。

〔「よろしいでしょうか」と言う人あり〕

議長 ちょっと何か事務局。どうぞ、どうぞ。

事務局 福祉推進課です。まず、民生委員さんについては、確かに3日に1回って、毎年このような傾向が出ていると。この会議でもやはり見守りの中で高齢者の拠点した地域包括支援センターですが、地域の見守りということでは、個々の活動が非常に重要だというご指摘もいただいております、やはり重要なものだと考えています。

負担軽減というお話もあるのですが、基本的にその民生委員さんが所管する範囲は、自治体の規模にもよりますけれども、越谷市の規模ですと170世帯から360世帯ぐらい、それで1人担当するというので、その区域ごとを割った結果が今定員数が453人となっております。ですので、一応単位としてはその国の基準に基づいて越谷市も配置をしているわけなのですが、一方でなかなか成り手がいないというような状況もありますので、増やしたい部分もありながら、増やすとこれ欠員が増えてしまうというところもありますので、そこは民生委員さん自体は13地区ごとに協議会が設置されておまして、そこの各会長さんと我々もよく情報共有しながらやっております、3年に1回任期替えがあるのですが、その際どうするかもご相談させていただいておりますので、逆にそういった部分を含めて各地区の会長さんもちよっとその辺は状況を見ながら、民生委員さんの負担軽減も当然していかなくてはいけないので、例えばそのほかのところでは活動のハンドブックというのを作って活動を整備していますので、様々なツールを使って負担軽減には努めていきたいと考えております。

以上です。

E 委員 私は桜井地区で会長をしております、ここにいるD委員が副会長ということで、今日は民生委員が2人おりますけれども、民生委員によりましても様々なのです。ここにいるD委員は毎日動いて、本当にもうかがみのような方なのですが、あと全く何もしていない方もいます。ですので、税金ですので、これは117、あっ、少ないなと私なんかは思うのですが、一応私も二十四、五日は動いて。ただ、お手紙が来た、お手紙が届いた、それでも1日になっているのですよ。ですので、そんなに大変ということはないです。コロナのその関係で新しく民生委員になった方々も何もできずにこれでいいのかと悩んでいた方も中にはいますので、その地域によって様々な出来事が違いますので、恐らく今ので大丈夫かなと思っておりますけれども、ありがとうございます。

議長 あと、ご意見。

H 委員 61ページの介護支援ボランティアですけれども、前回のときにちょっとお話ししましたが、今回は単年度の目標が440だったのですね。今回5年度300人に下げてください、考えてくださったのだなと思っているのですけれども、実際現状を見ますと、コロナの影響で今年度は本当に活動していらっしゃる方が数人ではないかと思うのです。コロナ禍がいつまで続くか分からないのですけれども、この制度は介護職の方が少なく困っているということで、一般の方がこういうボランティアをしてくださると本当にいいなと思っているのですけれども、何とか増やしていけるといいなというふうに思っています。今まで何か発言された方の繰り返しみたいなことですが、そんなところ

議長 ありがとうございます。

では、この冊子1冊のために相当予定時間をオーバーしてはおりますので、何か最後はこれは言っておきたいという方いらっしゃいましたら。

〔発言する人なし〕

議長 では、この素案については、まずこれで終わらせていただいて。

(3) 第8期越谷市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る今後のスケジュールについて

議長 その次、続きましてまだ議題が続いております。議題3、第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に係る今後のスケジュールについて、事務局よりお願いいたします。

事務局 それでは、皆様のお手元に配付してありますA3の縦で今後のスケジュールとなっているこちらの資料を御覧ください。

こちらの介護保険事業計画策定に係る今後のスケジュールということでございまして、網かけになっている部分が本日の経過でございます。昨日と本日、特に今日、皆様からの貴重なご意見をいただきましたので、事務局といたしましては、このご意見を検討協議させていただいて、11月の下旬と書いてありますが、なるべく早い段階で修正をした後の素案を皆様のほうに郵送させていただきたいと思っております。皆様におかれましては、少しタイトなスケジュールになってしまうのですが、その修正された素案をご確認いただきまして、ご意見等再度事務局のほうにお寄せいただければと存じます。

事務局のほうといたしましては、今後11月の20日に本市の政策会議がございますので、そちらのほうで再修正したものを報告・協議いたしまして、その再修正したものを11月の24日の火曜日から12月の23日までの間、1か月間パブリックコメントのほうを実施する予定でございます。パブリックコメント実施後につきましては、市民の皆様からいただいたご意見、再度精査して、この計画に反映できるものについては反映、反映できないものについてはなぜできないのかということの説明責任等をホームページ上で公開し、皆様のほうにもそちらのほうを説明する予定でございます。実際その反映したものにつきましては、今後1月の中旬を予定しておりますが、第4回の運営協議会のほうで説明させていただきたいと思っております。そこで出た素案を再修正して、さらにパブリックコメントを経たかなりブラッシュアップされた素案を皆様にご協議いただきまして、ご意見等を頂戴いたしまして、再度事務局で検討協議した結果、最終的に計画（案）といたしまして、2月の中旬でございますが、第5回の運営協議会のほうで皆様のほうにお諮りをさせていただきたい。その結果につきまして、最終的に答申という形でさせていただきたいというふうに考えております。

今後、まず皆様のほうに今日のご意見をいただいたものを再度修正したものを11月の中旬ぐらいにはお渡ししたいと思っておりますが、その後少しタイトなスケジュールになりますが、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

事務局から以上でございます。

議長 これはタイトだということがよく分かったということであって、もうこれ以上何か我々言いようがないですけれども、ただそういった中でちょっと質問させていただきたいのは、今の質問の中で特にF委員がおっしゃったように、目標を立てたけれども、過去計画の中で目標値ってあったけれども、実際に使っていないくて、それで下方修正したとか、そういったことについても今後のその説明の中ではある程度丁寧にご説明いただけるということでもよろしいでしょうか。多分その数字だけ見ても分かるような分からないようなということになるので、そういった精査した結果がどういう根拠でこうなっているのかということ、そういったものをお知らせいただくという感じでよろしいですか。

そういったものを見ながら、もう一気にこのタイトなスケジュールの中で相当進めていかなければいけないということだと思いますので、何か皆様からご意見とかありますか。よろしいですか。もうこれタイトだということも見てい

ただくという感じだと思いますが。

(4) 地域包括支援センター大相模の公募結果について

議長 長 では、次、最後の議案になりますでしょうか。地域包括支援センターの公募結果ということで、ご報告をお願いいたします。これは報告事項ですよ、もう。審議ではないですよ、報告ですよ。

事務局 それでは、さらに議事の(4)といたしまして、地域包括支援センター大相模の公募についてということでご説明をさせていただきます。資料がそのタイトルのとおりの資料、一枚物になっております。

本年度第1回目のこちらの介護保険運営協議会におきまして、地域包括支援センター大相模の設置につきまして説明をさせていただいたところではございますが、その後、受託法人の公募を行いまして、選考会を経て、契約に向けた選定業者が決定をいたしましたので、その報告をさせていただくものでございます。

選定事業者につきましては、こちらの資料にございますとおり、株式会社ふくふくでございます。こちらは市内で居宅介護支援事業所を運営している法人でございます。

選定の方法につきましては、今回ご応募いただきました3つの法人さんからご提出をいただきました書類の審査を行うことというものと同時に、これも去る7月31日にこの応募法人にお越しいただきまして、選考会を開催させていただきまして、資料の3の主な評価項目というところを御覧いただければと思うのですが、この評価項目を中心といたしまして6名の委員によりヒアリングによって審査をしたものでございます。

現在はこちらのふくふくさんと選定業者の契約に向けた調整を行っているところでございまして、地域包括支援センターの設置に必要な届出などを令和3年1月の開設に向け、ただいま準備を進めているところでございます。

ご報告は以上でございます。

議長 長 先ほど確認させていただいたのですが、その他の議題というのは特になかったように思います。ちなみにこの地域包括の件について何かご質問とかございますでしょうか。よろしいですか。

ちょっと確認です。今日議題1の議事録についてというのは、これは承認事項だったと、承認されたということだったと思います。それから、介護保険の

計画の素案についてということは、これはあくまで皆様の意見聴取というふうに理解しております。スケジュールについては、これはもう事務局からの報告事項ということで、いいのですよね、それで報告事項ですよね。それから、今回の公募についても、これも報告事項ということで、特に我々としては1番目の議事録についての承認と素案について非常に6章にわたるご説明をいただき、またそれについて意見を述べさせていただいたと。非常にああ、そうだなと思う。しっかり読み込んでいらっしゃる方はしっかり読み込んでいらっしゃることを教えていただき、ああ、そうだなというふうに感服した次第ですが、そういったものがあったという感じだったと思っております。

(5) その他について

事務局 すみません。その他ということで、事務局のほうからご説明したいものが1点ございますので、よろしくお願ひいたします。

本日急遽皆様の机の上に配付をさせていただきました、こちらのやはり左上にホチキス留めをしてあります越谷市版介護事業所の認証制度（案）についてでございます。

この認証制度につきましては、第7期計画におきまして、やはり介護保険課の事業ということで掲げさせていただきまして、当時100事業所、この認証を取るような形での目標値を掲げていた計画がございます。ただ、この事業につきましては、埼玉県のほうが平成28年度から先行して実施をしていたところでございますが、その後国のほうから都道府県を主体として全国展開をさせたほうが良いというようなガイドラインが発出されまして、この運営協議会、それから介護保険サービス運営連絡協議会等々でお諮りした結果、国や県の動向を取りあえず注視していきましょうというような形で、一旦この事業については見合わせをしていたというような経過がございます。それについてが、こちらのお配りしている資料の1ページ目のところに概略を記載しているところでございます。

今回8期の計画をつくるに当たりまして、第4章の部分、主要施策のほうの4番でございますか、介護人材の確保というところがやはり喫緊の課題ということでございましたので、現在埼玉県のほうの認証制度は、国の制度に則した形に直ってはいるのですが、実際越谷市の事業所が登録しているのは今現段階では5団体というようなことで聞き及んでおります。そういった中でやはりそ

の介護人材の確保というところに重点を置くということであれば、この越谷市版の認証制度についてもぜひ越谷市版ということで今年度中に作成をして、来年度以降にこの制度の賛同をいただける事業所のほうを認定していきたいと思いまして、急遽こちらの案についてを提出させていただきました。

お配りしている資料をお開きいただきますと、左側の2ページ目のところが国が示している認証制度、そして下の部分が埼玉県が実際に実施している認証制度でございます。今現在県のほうでは国のガイドラインに基づきまして、評価項目といたしましては、職員の採用、人材育成、サービス、社会貢献、こういったものを評価項目の対象といたしまして、星の1つから星2つ、星3つ。星1つについては、この認証制度に基づくいわゆる努力宣言的なもの。2つについては、この評価項目の4つが基準に達していること。星3つについては、さらにこの基準項目が高い水準に対して交付をしているということでございます。

越谷市につきましては、大体この県の、国が示しているガイドラインの評価項目と同様のものでも評価をしていきたいということで考えておりますが、せっかく越谷市独自ということで制定していくということであれば、プラスの評価項目ということで、これは現段階の案ではございますが、1つといたしましては、災害に備えた安心の評価、それからサービス提供体制の安心度で評価、こういった2点をさらに評価項目として付け加えまして、下はこれイメージでございますが、越谷市版の認証制度が取れたところにつきましては、越谷市のゆるキャラでございますガーヤちゃんのシール、さらにこのプラス評価項目、これが取れたところについては、このガーヤちゃんの右側のほうにちょっと字が見切れてしまいましたプラス認定というような形で星をつけていくような、こういったイメージのものを発行することによって、介護職員の離職とかそういった問題について少しでも寄与していければというふうに考えております。

申し訳ございません。事務局からの説明は以上でございます。

議 長 ありがとうございます。

何かご意見とかございますでしょうか。これはここで決定するというよりも、意見聴取でいいのですね。

事務局 実際はこれからまた精査をして、次回の運営協議会のほうで説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議 長 1点確認なのですがすけれども、今までは埼玉とかの関係があるから、足踏みし

ていた部分があって、どうしようかということがあったのですが、今回やっぱりやろうというのは、加盟事業所が少ないからというか、理解でいいのですか。

事務局 それもございますし、この計画でやはり人材確保というところを主要施策で掲げておりますので、この認証制度を実施してまいりたい。これをもしやるといふことであれば、主要施策の4番についてもこの制度についての例えば周知とか、そういったものも掲げていきたいというふうには考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

何かご意見とか。では、また今後精査されていく中でご意見いただければと思います。

ごめんなさい。私ちょっと確認し忘れたのですけれども、地域包括支援センターの公募の件に関して、第1回の会議の際に川柳と大相模のあれを分けるという話があるとかという、その件は特には事務局から説明とか加わることはございませんか。

事務局 第1回目の運営協議会におきまして、地域包括支援センター川柳と大相模を分割いたしまして、1月から新たに大相模を大相模の地区センターの中に設置をしていくというものでございます。川柳が今大相模地区を担当しておりますので、そこの事務の引継ぎ等は間違いなく円滑にできるように、川柳の地域包括支援センターにも3月までは大相模地区と一緒に活動するとか、引継ぎを兼ねて一緒に地域を回るだとか、そういったことで今話合いのほうを進めているところでございます。

以上です。

議長 ありがとうございます。

あと、皆様から何かお伝えになりたいこととか、よろしいですか。相当時間行きましたね。

〔発言する人なし〕

議長 では、これで私は議長の任を降ろしていただいてよろしいのかなと思います。進行は事務局に戻したと思います。

司会 星野副会長、議事進行ありがとうございました。

それでは、事務局より2点ほどご連絡させていただきます。

まず、1点目ですが、次回の運営協議会の日程については、1月下旬を予定しております。詳細な日程につきましては、決まり次第、改めてご連絡させて

いただきます。

次に、2点目ですが、本日の会議録は、作成できた段階で皆様に送付させていただきます。お手元に届きましたら内容をご確認いただきたいと思います。その上で、また次回の運営協議会におきましてお諮りしたいと考えております。

5 閉 会

司 会 それでは、閉会の言葉ですが、開会の言葉で副会長にお願いしましたので、田口会長よりお願いいたします。

会 長 皆さん、本日は私が遅れてしまいまして、大変ご迷惑をかけました。申し訳ございませんでした。通常会長の任でそれで進行をやっておりますけれども、いつもですと進行のほうに意識が取られてしまいまして、それでなかなか俯瞰的に見ることができていなかったなというふうなところから、今回、反省点というふうな考慮を見られたかなと思います。その分また委員という立場で関わられたような形になったので、私もしゃべりたい、しゃべりたいというふうな皆さん方もこうなのだろうなと。もっと進行を皆様がしゃべれるような形に持っていければなというふうに素直に反省したというふうなところがございます。

今後皆様方のご意見を聞きますと、やはり現場の意見が大分分かったかと思えます。今回この場で作らなければいけない案としては、もうちょっと抽象的になってしまいますけれども、上の段階での計画というふうなこと、これを今度現場のほうと一緒にどうというふうな形でやっというふうなことの計画になるのだというふうに思います。7期のときも出たのですけれども、この数値目標は掲げてはあるのだけれども、この目標を達成することがゴールではなくて、人数を増やせばいい、施設を増やせばいいというふうなことで、事業をたくさんやればいいということではなくて、本来は市民の高齢者の方々の豊かな暮らしとか、それから安心な暮らしとか、そっちに結びつくようなことになっているかどうか、その増やした事業がまたは造った施設がというふうなこと、これを本来は評価しなくてはいけないことだというふうに思いますが、なかなかこれ全国的にもできていない、難しいようなことだと思えますけれども、だからこそ現場の方々と一緒になって、そして事業を実施して、そして現場でどうだったかというふうな話を実際に聞いていくというふうなことをやっぱりしなくてはいけないかなというふうに改めて思ったところでした。

本日は大変遅くなりまして、大変申し訳ございませんでした。また、次回よ

ろしくお願いいたします。ありがとうございました。

司 会 ありがとうございました。

それでは、皆様、大変お疲れさまでした。